告示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者長谷崎繁樹の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 30 年３月 13 日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成30年３月27日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　長崎労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

注１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸事項

工場財団

千葉県習志野市実籾本郷９番５号**海老原秀治**の工場財団に千葉県長生郡白子町五井字川崎1269番地28、1282番地４白子町太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 30 年３月 13 日

千葉地方法務局茂原支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　梶田　政人（ポラリス投資コンサルタント）

２．住所　愛知県名古屋市中区金山三丁目７―20

３．代表者の氏名　梶田　政人

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第52号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年９月13日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 30 年３月 13 日

東海財務局長　寺田　達史

仮想通貨交換業者に対する業務停止処分の公告

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第63条の17第１項の規定に基づき、下記のとおり、仮想通貨交換業者に対して仮想通貨交換業の業務の停止を命じたので、同法第63条の19の規定により公告する。

記

１．商号　ＦＳＨＯ株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　谷川　敦柱

３．本店の所在地　神奈川県横浜市西区高島２丁目10番13号

４．処分の年月日　平成30年３月８日

５．処分の内容

⑴　業務の停止範囲

仮想通貨交換業に係る全ての業務（仮想通貨の交換等に関し利用者に対して負担する債務の履行、利用者財産の返還のための業務及び当局が個別に認めたものを除く。）

⑵　業務の停止期間

平成30年３月８日から平成30年４月７日まで

平成 30 年３月 13 日

関東財務局長　浅野　僚也

仮想通貨交換業者に対する業務停止処分の公告

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第63条の17第１項の規定に基づき、下記のとおり、仮想通貨交換業者に対して仮想通貨交換業の業務の停止を命じたので、同法第63条の19の規定により公告する。

記

１．商号　ビットステーション株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　戸田　俊司

３．本店の所在地　愛知県名古屋市中区丸の内１丁目17番13号

４．処分の年月日　平成30年３月８日

５．処分の内容

⑴　業務の停止範囲

仮想通貨交換業に係る全ての業務（仮想通貨の交換等に関し利用者に対して負担する債務の履行、利用者財産の返還のための業務及び当局が個別に認めたものを除く。）

⑵　業務の停止期間

平成30年３月８日から平成30年４月７日まで

平成 30 年３月 13 日

東海財務局長　寺田　達史

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第８０４８１号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍東京都港区芝４丁目５番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区並木１丁目27番89―１号、死亡の場所埼玉県さいたま市岩槻区、死亡年月日平成27年12月２日、出生の場所東京都港区、出生年月日昭和37年７月２日、職業不詳

被相続人　亡　又村　昭一

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―12―４　ニチモビル浦和４階　大倉浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　　英功

さいたま家庭裁判所

平成３０年（家）第１９号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５ソニックシティビル内

申立人　埼玉県信用保証協会

本籍埼玉県深谷市東方2730番地２、最後の住所埼玉県深谷市東方2732番地４、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日平成27年９月５日、出生の場所埼玉県大里郡幡羅村、出生年月日昭和27年２月28日、職業不明

被相続人　亡　柴崎　　昇

事務所埼玉県熊谷市桜木町１―１―１　秩父鉄道熊谷ビル４階　弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成３０年（家）第８００７号

静岡県三島市芝本町12番３号

申立人　三島信用金庫

本籍静岡県三島市佐野見晴台１丁目20番地15、最後の住所静岡県三島市佐野見晴台１丁目20番地の15、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日平成29年７月14日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和43年11月４日、職業会社員

被相続人　亡　渥美　政彦

事務所静岡県沼津市大手町２丁目９番５号堺沢ビル６階Ａ号　沼津大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　真理

静岡家庭裁判所沼津支部